五の三　大腸ＣＴ撮影加算の施設基準
当該撮影を行うにつき十分な機器を有していること。
六　歯科画像診断管理加算１の施設基準
(1)　歯科点数表区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注２の届出を行った病院である保険医療機関であること。
(2)　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が配置されていること。
(3)　画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の二　歯科画像診断管理加算２の施設基準
(1)　歯科点数表区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注２の届出を行った病院である保険医療機関であること。
(2)　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が配置されていること。
(3)　当該保険医療機関における歯科用３次元エックス線断層撮影について、(2)に規定する歯科医師の指示の下に画像情報等の管理を行っていること。
(4)　当該保険医療機関における歯科用３次元エックス線断層撮影のうち、少なくとも八割以上のものの読影結果が、(2)に規定する歯科医師により遅くとも撮影日の翌診療日までに主治の歯科医師に報告されていること。
(5)　画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
七　遠隔画像診断による写真診断（歯科診療に係るものに限る。）及び基本的エックス線診断料（歯科診療に係るものに限る。）の施設基準
(1)　送信側
離島等に所在する保険医療機関その他の保険医療機関であって、画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
(2)　受信側
イ　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が配置されており、高度の医療を提供するものと認められる病院であること。
ロ　遠隔画像診断を行うにつき十分な体制が整備されていること。
第七　投薬
一　処方料及び処方せん料に規定する疾患
分類表に規定する疾病のうち別表第一に掲げる疾病
二　処方料及び処方せん料に規定する抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準
抗悪性腫瘍剤処方管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
第八　注射
一　外来化学療法加算の施設基準
(1)　外来化学療法を行う体制がそれぞれの加算に応じて整備されていること。
(2)　外来化学療法を行うにつき必要な機器及び十分な専用施設を有していること。
二　中心静脈注射用カテーテル挿入の注３に規定する対象患者
別表第九の二の二に掲げる者
三　無菌製剤処理料の施設基準等
(1)　無菌製剤処理料の施設基準
イ　病院であること。
ロ　無菌製剤処理を行うにつき十分な施設を有していること。
ハ　無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(2)　無菌製剤処理料の対象患者
イ　無菌製剤処理料１の対象患者
悪性腫瘍に対して用いる薬剤であって細胞毒性を有するものに関し、動脈注射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入又は点滴注射が行われる患者
ロ　無菌製剤処理料２の対象患者
動脈注射若しくは点滴注射が行われる入院中の患者であって次の①から③までに掲げるもの又は中心静脈注射若しくは植込型カテーテルによる中心静脈栄養が行われる患者
①　無菌治療室管理加算を算定する患者
②　ＨＩＶ感染者療養環境特別加算を算定する患者
③　①又は②に準ずる患者
第九　リハビリテーション
一　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料の施設基準等
(1)　医科点数表第２章第７部リハビリテーション通則第４号に規定する患者
別表第九の三に掲げる患者
(2)　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料の施設基準
イ　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を担当する専任の常勤医師がそれぞれ適切に配置されていること。
ロ　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を担当する常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がそれぞれ適切に配置されていること。
ハ　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を行うにつきそれぞれ十分な施設を有していること。
ニ　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を行うにつきそれぞれ必要な器械・器具が具備されていること。
ホ　脳血管疾患等リハビリテーション料については、定期的に、脳血管疾患等リハビリテーションの実施状況を地方厚生局長等に報告していること。
(3)　心大血管疾患リハビリテーション料の対象患者
別表第九の四に掲げる患者
(4)　脳血管疾患等リハビリテーション料の対象患者
別表第九の五に掲げる患者
(5)　運動器リハビリテーション料の対象患者等
別表第九の六に掲げる患者
(6)　呼吸器リハビリテーション料の対象患者
別表第九の七に掲げる患者
(7)　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料に規定する算定日数の上限の除外対象患者
別表第九の八に掲げる患者
(8)　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料に規定する別に厚生労働大臣が定める場合
別表第九の九に掲げる場合
(9)　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料に規定する初期加算の施設基準
当該保険医療機関内にリハビリテーション科の常勤医師が配置されていること。